平成29年度障害児通所支援事業所等指導監査状況一覧

担当課 中部総合事務所福祉保健局地域福祉支援課

法人名	事業所名	指導 区分	指導監査 年月日	提供サービス		改善 状況	改善内容
社会福祉法人和	共生ホームここ ろ	実地 指導	平成29年9月26日	[放課後等デイサービ ス]	口頭指摘のみ	_	
特定非営利活動 法人因幡万笑の 会	スマイルセン ター倉吉	実地 指導	平成29年10月12日	[児童発達支援、放課 後等デイサービス]	指摘事項なし		
社会福祉法人倉吉東福祉会	倉吉東こどもの 発達デイサービ スセンター	実地 指導	平成30年1月16日	[児童発達支援セン ター、放課後等デイ サービス、保育所等訪 問支援]	指摘事項なし		
鳥取県	鳥取県立中部 療育園	実地 指導	平成30年1月19日	[医療型児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス]	口頭指摘のみ		
鳥取県	鳥取県立皆成 学園	実地 指導	平成30年1月26日	[障害児入所支援、児 童発達支援]	指摘事項なし		
企業組合労協セン ター事業団	さんいんみらい 事業所みらい倉 吉	実地背	平成30年1月30日	[放課後等デイサービス]	平成29年12月より配置している児童発達支援管理責任者が常勤専従の要件を満たしていない。前任の児童発達支援管理責任者の退職時より児童発達支援管理責任者欠如減算を行うこと。	改善中	給付決定権者と相談中
					個別支援計画について、保護者の同意 欄にサインがないケースがあった。個別 支援計画の原案を作成したときは利用 者及びその保護者に対して説明し、文書 によりその同意を得ること。	改善中	保護者に連絡を取り会える方にはいただく。
					サービスを提供したときは、提供日、提供したサービスの内容その他必要な事項を記録し、利用者の保護者の確認をとること。	改善済	記録用紙を変更した。
					提供するサービスの状況に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。		職員が出勤後所定の位置に配置し、退社時 鍵付き書庫にしまう。
					身体拘束を行う必要がある場合は、個別 支援計画にその旨記載すること。	改善済	身体拘束の同意書(契約時)にサイン、押印を頂いているので、支援計画に記録し家族に報告を行う。

[・]改善済、改善中の別は改善報告書提出時点のもの